

高知県広域観光推進事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県広域観光推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、高知県広域観光推進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、要綱第3条で定めるもののほか、別表第1で定める要件を満たすものとする。

(補助事業者)

第3条 要綱別表第2の「交付要領に定める広域観光組織」は、別表第2に定めるとおりとする。

(事業実施主体)

第4条 要綱別表第1の「広域観光組織が中心となって構成された団体の長が補助を行う団体」のうち、法人格のない団体については、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 3以上の個人又は法人で構成されるもの
- (2) 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの
- (3) 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの

(補助対象経費及び補助率)

第5条 地域博覧会開催支援事業を行う場合であって、国の補助事業又は国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業を活用して実施する事業（以下「国等の事業」という。）を活用するときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助対象経費とすること。
- (2) この補助金と補助を受けようとする国等の事業の補助金等の額との合計は、補助を受けようとする国等の事業の補助対象事業費の2分の1を限度とすること。

(補助金の交付の決定)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 補助事業者は、要綱第5条に規定する実施計画書及び補助金交付申請書に別表第3に定める書類を添えて産業振興推進地域本部（以下「地域本部」という。）と協議を行い、地域本部の地域産業振興監の意見書を添えて知事に提出すること。
- (2) 知事は、地域本部の地域産業振興監の意見を踏まえて審査し、補助金の交付の可否について決定を行うこと。ただし、広域観光推進事業については、あらかじめ知事が別に定める審査会の意見を聴いたうえで行うこと。
- (3) 交付の決定を行った場合にあつては当該申請者にその旨を通知するものとし、不交付の決定を行った場合にあつては、その理由を付して、当該申請者に通知すること。

(補助事業の重要な変更)

第7条 要綱第8条第4号の「補助事業の内容の重要な部分に関する変更」は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交付決定時又は変更承認時に予定していなかった工事、設備、備品等の追加及び改修

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、高知県広域観光推進事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年3月27日から施行する。ただし、平成27年度事業に係るものについては、平成27年4月1日に施行する。

2 補助事業者が「ステージA」又は「ステージB」に該当する場合において、平成27年度の交付申請について第6条第1項第3条の規定により、不交付の決定を行う場合は、同号の規定にかかわらず、不交付と判断した理由の解消を条件として付した上で、交付の決定を行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月15日から施行する。